

補装具費支給の判定について（現行）

〔身体障害者の場合〕

身体障害者更生相談所の判定により 市町村が決定		医師の補装具費支給意見書により市町村が決定
更生相談所に来所（巡回相談等含む）判定	医師作成の補装具費支給意見書等により更生相談所が判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義眼 ・ 眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡） ・ 車いす（レディメイド） ・ 歩行器 ・ 盲人安全つえ ・ 歩行補助つえ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 上記に係るものであって、補装具費支給申請書、医師作成の補装具費支給意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合。 身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、医師作成の補装具費支給意見書を省略させることができる。 </div>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢 ・ 装具 ・ 座位保持装置 ・ 電動車いす <p style="text-align: center;">の新規購入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補聴器 ・ 車いす（オーダーメイド） ・ 重度障害者用意思伝達装置 <p style="text-align: center;">の新規購入</p>	

更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。

〔身体障害児の場合〕

市町村は、指定自立医療機関又は保健所の医師が作成した意見書により判断する。医師の意見書は、身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、省略させることができる。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求める。